

部局名	都市整備部	所属名	建築指導課	所属長名	稲村 好聖	電 話	483-1151 内線3520
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3326		事務事業名称	建築事務事業					短縮コード	経常	3326	臨時	3327
予算区分	会計	01	一般会計	款	08	土木費	項	04	都市計画費	目	01	都市計画総務費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		・建築基準法・建築基準法施行細則・建築物の耐震改修の促進に関する法律							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
昭和60年4月1日より建築基準法に基づく限定特定行政庁として発足し、一部の建築確認及び検査を行うようになった。また、平成18年4月1日より建築基準法第4条第2項の規定による特定行政庁に移行し、現在は建築基準法に基づくすべての建築物の建築確認・検査及び許可・認定等の事務の他建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく、民間建築物の指導等の事務を行っている。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	6本の柱（章）	05	第5章快適生活都市をめざして						
建築基準法に係る事務については、民間確認検査機関での確認・検査の件数割合が増加している。 近年、アスベスト問題や耐震偽装問題、建築設備を含む既存建築物等の安全性等、建築行政に対する信頼が揺らぐ事件が発生しており、建築士、民間確認検査機関、行政庁には、これまで以上に厳正な対応が求められていることから、今後も制度改正、体制の強化等に係る法改正等がなされる。 東日本大震災以後に市民の住宅の耐震に関する関心が高まっているため、新たに木造住宅耐震改修補助制度を創設した。また、今まで補助事業として行っていた建築相談会を委託契約とし、住宅耐震診断・建築相談会を市主催にて行うことでより一層の耐震化の促進を図った。					大項目（節）	06	第6節住宅						
					中 項 目	01	1. 住宅						
					小項目（施策）	01	(1)良好な民間住宅の建設・改善誘導						
					細 項 目	01	①民間住宅への助成						
02	②建築指導の促進												
実施計画の計画事業	5095	木造住宅耐震診断等助成事業											
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	市内全建築物							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成24年度に実際に行ったこと： （1）建築確認審査・完了検査・許認可 （2）年2回のパトロールの実施、通報等による現場調査及び違反是正等の指導 （3）建築基準法第12条に基づく定期報告の実施 （4）木造住宅耐震診断費補助事業の実施 （5）八千代市耐震改修促進計画の推進 （6）木造住宅耐震改修費補助事業の実施 （7）住宅耐震診断・建築相談会の実施							
	※平成25年度に計画していること： （1）建築確認審査・完了検査・許認可 （2）定期パトロールの実施、違反指導の実施（3）建築基準法第12条に基づく定期報告の実施 （4）木造住宅耐震診断費補助事業の実施 （5）八千代市耐震計画促進計画の推進 （6）木造住宅耐震改修費補助事業の実施 （7）住宅耐震診断・建築相談会の実施							
意図 （何を狙っているのか）	（1）建築基準法に基づく適格な確認、許可 （2）既存建築物に対する指導、啓発							
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外							
区 分				単位	23年度	24年度		25年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	（1）建築確認受付件数	件	47	50	39	50	
	指標2	（2）市内既存建築物数	件	54,678	55,000	55,558	55,000	
	指標3							
活動指標	指標1	（1）完了検査受付件数	件	28	40	34	40	
	指標2	（2）パトロール等現地調査件数	件	213	150	172	180	
	指標3							
成果指標	指標1	（1）完了検査受付件数/建築確認受付件数	%	60	80	87	80	
	指標2	（2）違反是正件数/違反建築物件数	%	100	100	0	100	
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード		3326	事務事業名称	建築事務事業		所属名	建築指導課
			単位	2 3 年度	2 4 年度		2 5 年度
				実績	計画	実績	計画
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	478	3, 320	3, 565	6, 420
		県	千円	315	1, 656	1, 357	2, 939
		地方債	千円	0	0		
		一般財源	千円	3, 978	6, 148	7, 756	7, 052
		その他	千円	814	3, 020	636	1, 450
	主な事業費の内訳		委託料1, 128千円・使用料及び賃借料1, 848千円・報酬256千円・各協議会負担金293千円	委託料3, 671千円・使用料及び賃借料1, 393千円・報酬552千円・各協議会負担金285千円・補助金7, 192千円	委託料1, 287千円・使用料及び賃借料1, 393千円・報酬192千円・各協議会負担金261千円・補助金9, 226千円	委託料2, 101千円・使用料及び賃借料1, 454千円・報酬420千円・各協議会負担金251千円・補助金12, 810千円	
	人件費 (B)		千円	142, 293. 5	131, 134	133, 984. 3	137, 981. 6
ト ー タ ル コ ス ト (A) + (B)		千円	147, 878. 5	145, 278	147, 298. 3	155, 842. 6	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分		理 由				
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている		良好な民間住宅の建設，改善を誘導する。				
			☐ 結び付くが見直しの余地がある						
			☐ 結びつきが弱い・ない						
			☐ 評価対象外事項						
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している		民間住宅の助成，建築指導の促進を更に進める必要がある。				
			☒ 達成していない						
			☐ 評価対象外事項						
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある		建築基準法等に基づき特定行政庁として実施すべき事務を行っており，民営化はできない。また既存建築物に対する指導，啓発も民営化はできない。				
			☒ 可能性はない						
			☐ 評価対象外事項						
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい		良好な民間住宅の建設と改善を誘導するため，引き続き，建築基準法等に基づく適格な確認，許可，既存建築物に対する指導，啓発を行う。				
			☐ 見直す必要がある						
☐ 評価対象外事項									
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☒ 有効性向上の可能性はある						
			☐ 効率性向上の可能性はある						
			☐ 両方可能性はある						
			☐ 可能性がない						
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。		☐ 民間委託等		建築計画概要書等の写しについては，八千代市情報公開条例に基づく開示請求により複写1面につき10円で交付を行っているが，写しの交付に時間がかかることや営利目的による大量の開示請求が問題となっている。そこで建築計画概要書等の写しの交付方法及び受益者負担の観点から手数料により徴収することを検討し，事務時間の短縮化及び営利目的による大量請求の未然防止を図る。				
			☐ 再任用職員及び臨時的任用職員等の活用						
			☐ I T 化等の業務プロセスの見直し						
			☒ 受益者負担の見直し						
			☐ 類似事業との統合・役割見直し		類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)	
			☐ 上記以外の方法					2	
	⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）		☒ ある		開示請求以外の請求方法及び法人情報に該当する設計者等の印影に対する保護対策について情報公開室と協議が必要となる。 建築指導課内における窓口業務の見直しが必要となる。				
			☐ ない						

コード	3326	事務事業名称	建築事務事業				所属名	建築指導課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			建築行政に係る法令整備は逐次行われており、事務処理についても対応を逐次検討していく。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			建築基準法関連の改正等が行われることにより、人的負担経費が増加するものである。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☒		
			不 変	☐	☐	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
特定行政庁への移行により、建築計画に伴う事前相談をはじめ、建築に係わる多様な市民ニーズに対し、迅速かつ責任ある対応が可能となった。 住宅など既存建築物の耐震性向上に係る施策の充実が求められている。									

所属長コメント	特定行政庁として、建築基準法の他、多様な関係法令に基づき、建築確認申請等の事務処理を厳格かつ円滑に行っていくとともに、違反建築物の指導や耐震診断及び耐震改修助成などの既存建築物に対する指導誘導行政の一層の充実を図っていく。 「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、市内の建築物の耐震化を促進していくと共に、住宅耐震診断・建築相談会についても今後も継続していく。 また、建築計画概要書等の写し交付方法及び費用の見直しについては他市の導入事例を踏まえ、検討していく。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり、現状のまま継続とするが、建築計画概要書等の写し交付方法については、事務処理の効率化、公平なサービスの提供に向け、慎重に検討すること。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									